

[事案 29-364] 配当金支払請求

・平成 30 年 7 月 6 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に説明を受けた満期時の積立配当金と実際の受取金額が異なっていたことを不服として、募集人が確約した金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年 7 月に契約した終身保険について、募集人から配当金額を確約され、広告・ちらしの上部の余白部分に年齢と配当金の金額を書き込まれたことから、契約を申し込んだので、確約したとおりの積立配当金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人が申立人の主張するような説明等をした事実は認められず、設計書やパンフレットには配当金の額が変動すること等が明記されていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。募集人は退職済みであり、協力が得られなかったため、事情聴取が実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する積立配当金額の支払いを募集人が確約したと認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。